

消防機関へ通報する火災報知設備 (火災通報装置) 標準仕様書

1. 必 要 図 書

- | | | |
|------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 付 近 見 取 図 | ☐ 建築物の配置図 | ☐ 設 置 階 平 面 図 |
| ☐ 設置位置詳細図 | ☐ 配 線 図 | ☐ 使 用 機 器 図 |

2. 設計変更及び中間検査

- (1) 工事中に設計図書と異なる工事をしようとする場合は、工事管理者及び所轄消防署と協議のうえ行うものとする。
- (2) 関係検査時、検査の困難な部分については、あらかじめ所轄消防署と連絡を取り必要に応じて中間検査を受けるものとする。

3. 機 器 等

(1) 設置場所等

- ☐ 火災通報装置（以下「通報装置」という。）は、防災センター、中央管理室、守衛室、事務室等常時人がいる場所に設置する。
- ☐ 通報装置は、自動火災報知設備の（☐受信機 ☐副受信機）が設置されている防災センター、中央管理室、守衛室、事務室等常時人がいる場所に併設して設置する。
- ☐ 通報装置には、遠隔起動装置を設置する。
- ☐ 通報装置は、屋内電話回線のうち構内交換機と電話局の間となる部分に設置する。
- ☐ 通報装置を接続する電話回線は、利用度の低い（☐加入回線 ☐発信専用回線）を使用する。
- ☐ 通報装置を接続する電話回線は、一般の加入回線を使用する。
- ☐ 通報装置の操作スイッチは、床面からの高さが0.8m以上、1.5m以下の箇所に設ける。
（椅子に座って操作するものにあつては、0.6m以上、1.5m以下の箇所に設ける）

(2) 使用機器

- ☐ 通報装置は、（一財）日本消防設備安全センターの認定品とする。

(3) 試験のための措置

- ☐ 通報装置に試験装置を接続できる通信コネクタのジャックユニットを内蔵している。
- ☐ 試験装置を接続するための通信コネクタのジャックユニットを設け、通報装置の信号が

外部に送出されないように切替スイッチを設ける。

(4) 蓄積音声情報

- ☐ 蓄積音声の内容は、() 消防署と協議するものとする。

(5) 緊急情報連絡先

- ☐ 第1順位は、京都市消防局消防指令センターとし、第2、第3順位は別添のとおりとする。

4. 配 線 等

- ☐ 通報装置の電源は、配電盤又は分電盤からの専用回線とする。
- ☐ 通報装置と遠隔起動装置との間の配線は、消防法施行規則第12条第1項第5号による。
- ☐ 配線の種類及び施工方法

配 線 区 分	電線の名称及び太さ	施 工 方 法	接 続 方 法
☐ 電 源 回 路			
☐ 遠隔起動装置回路			

5. 直接通報

- ☐ 自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件と連動起動

通 報 装 置 の 概 要 表

1 接 続 電 話	番 号	—	回線種別	☐ ダイヤル回線（パルス式） ☐ プッシュ回線（トーン式）	
2 火災通報装置	型式番号		型式記号		
	製 造 者		商 品 名		
	設置場所	設置棟	設置階及び設置室		
3 遠隔起動装置	設置場所	設置棟	設置階及び設置室		
4 火 災 通 報 先	第1順位	京 都 市 消 防 局 消 防 指 令 セ ン タ ー			
	第2順位	(所在地・名称) (責任者氏名) (電 話 番 号) — —			
	第3順位	(所在地・名称) (責任者氏名) (電 話 番 号) — —			